

広島県告示第百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十一年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		所在地	
平成十八年広島県告示第千四十二号 平成十九年広島県告示第三百三十七号		広島県広島市佐伯区河内南及び同区五日市町下河内地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	区域の名称
	土砂災害 の自然現象 の自然現象		土砂災害 の自然現象 の自然現象
城六川支川（五隣a）地区	土石流	/	/
城六川（七）地区	土石流		
城六川支川（六〇六五）地区	土石流		
城六川支川（六〇六六）地区	土石流		
城六川支川（六〇六七）地区	土石流		
小屋ヶ谷川（六〇六八）地区	土石流	小屋ヶ谷川（六〇六八）地区	土石流